

統計基準部会での指摘事項と対応一覧（前回部会 回答分まで）

【全般的事項】

（指摘事項 1）

大分類の名称を「 従事者」に統一してはどうか。

（対応）

大分類の名称を「 従事者」とする。修正案は、以下のとおり。

修正案	諮問案
A - 管理的職業従事者	A - 管理的職業従事者
B - 専門的・技術的職業従事者	B - 専門的・技術的職業従事者
C - 事務従事者	C - 事務従事者
D - 販売従事者	D - 販売従事者
E - サービス職業従事者	E - サービス職業従事者
F - 保安職業従事者	F - 保安職業従事者
G - 農林漁業従事者	G - 農林漁業作業者
H - 生産工程従事者	H - 生産工程作業者
I - 輸送・機械運転従事者	I - 輸送・定置・建設機械運転従事者
J - 建設・採掘従事者	J - 建設・採掘作業者
K - 労務従事者	K - 労務作業者
L - 分類不能の職業	L - 分類不能の職業

（指摘事項 2）

分類基準としての資格をどう考えるか。

（対応）

分類項目の構成要件として用いる「資格」については、次の 又は の要件を備えるものとし、これらの資格のみで構成される分類項目については、説明文で資格を要件とする旨を明示する。

法令に基づいた業務独占資格（医師、歯科医師等）又は名称独占資格（中小企業診断士、理学療法士等）であること。

国務大臣や都道府県知事など公的機関の長の任命が必要な職業（医療監視員や薬事監視員など）についても、資格と同等のものとして考える。

(指摘事項3)

見習人・補助作業者を、熟練者と同一のカテゴリーに分類する場合としない場合に関して考え方の整理が必要。

(対応)

見習う職業の分類項目が、指摘事項2の資格を要件とする場合

「見習人」が資格を有している場合と有していない場合に分けて考える。

見習人も資格を有しているが、スキルが低く、訓練を受けている場合には同じ職業に位置づける。

資格を有していなければ同じ職業とはせず、内容に応じた職業に位置づける。

見習う職業の分類項目が、指摘事項2の資格を要件としない場合

見習人は、資格の有無には関係なく、見習う職業の訓練を受けている状況

	見習人	補助作業者
職業の分類項目の定義が、法令に基づく業務独占資格又は名称独占資格を必要とする場合	【資格を有している場合】 見習う職業の分類項目に格付けする。(その分類項目に必要な資格を有して、スキルの差はあれ、同じ内容の仕事を行っていると思なす。) 【資格を有していない場合】 内容に応じた職業に位置づける。	当該分類項目に規定する仕事は資格が無いとできないことから、資格が無い「補助作業者」は実際に行う仕事の内容により、別の分類項目に格付けされる。
職業の分類項目の定義が、法令に基づく業務独占資格又は名称独占資格を必要としない場合	見習う職業の分類項目に格付けする。	仕事の内容により分類

一般原則「第4項 職業の決定方法」に以下のとおり記述する。

【2. 資格および見習い等の取り扱い】

公的あるいはそれに準じた資格を要件とする仕事については、原則として、当該資格名をもって分類項目として有資格者のみを対象とする。こうした仕事に関する無資格の見習い・助手・補助等の仕事は、資格がないことから、本務者と同じ内容の仕事はできず、異なる仕事を行っていると考えられる。したがって、本務者とは別の、仕事の内容に即した箇所に位置づける。

公的あるいはそれに準じた資格の所持を要件としない仕事については、無資格の見習い・助手・補助の仕事で、その内容が本務者のものと類似している場合には同一の分類項目に位置づける。その内容が本務者のものと異なる場合には、その内容に即した箇所に位置づける。

【大分類A - 管理的職業従事者】

（指摘事項1）

大分類の定義「**専業**経営方針の決定・経営方針に基づく執行関係の樹立・作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう」から、「**専ら**」の文言を削除すべきである。

（対応）

「**専ら**」を外し、大分類の定義を「**事業**経営方針の決定・経営方針に基づく執行関係の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう」と修正する。

【大分類B - 専門的・技術的職業従事者】

（指摘事項1）

中分類 05「研究者」について、研究者の内訳を廃止することが妥当か再検討する必要がある。

（対応）

- ・ 小分類「研究者」を、以下の2区分に分割する。
 - 「051 自然科学系研究者」
 - 「052 人文・社会科学系等研究者」
- ・ なお、科学技術研究調査で使用する分類における「その他」（家政、教育、芸術・その他）については、人文・社会科学に含めることとし、名称に「等」という文言を追加した。

（指摘事項2）

中分類 07「製造技術者（開発）」及び 08「製造技術者（開発を除く）」のうち、機械器具の部品の製造に係る技術者の位置付けが明確ではない。

（対応）

中分類 07 及び 08 の総説に、例えば「部品の製造に係る技術者は、その部品の材質、製法、機能により小分類 071 から 079(又は 081 から 089)のそれぞれに分類される。」を追加する。また、小分類（071～075 及び 082～085）の説明文を、「… 機械器具及び同機械器具の部品の生産に関し、…」のように下線部分を追記して、これらの技術者も各小分類に含まれることを明示する。

さまざまな機械に組み込まれるような、はん用的な機械部品を開発する技術者については、「073 機械技術者（開発）」及び「083 機械技術者（開発を除く）」に分類する。このことを明示するため、小分類 073 の説明文には「はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具及び同部品に関する開発・設計の技術的な仕事に従事するものも含まれる。」という説明を追記する。

- ・ 部品の製造については、製法、材質等によりそれぞれの区分に分類している。例えば、鋳鍛造部品やプレス部品は「076 金属技術者（開発）」又は「086 金属技術者（開発を除く）」に、機械的機能を有する部品は「072 電気・電子技術者（開発）」～「075 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発）」（082～085）」に分類している。これは、製法等により必要とされる知識・技術等が異なることによる。

(要望1)

小分類 072「電気・電子技術者」を、「電気・電子技術者、電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)」として頂きたい。また、小分類 082「電気・電子技術者(開発を除く)」を、「電気・電子技術者、電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)(開発を除く)」として頂きたい。(総務省)

(対応)

「電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)」とする。

(要望2)

中分類 10「情報処理・通信技術者」のうち、小分類 102「システム設計者」からプロジェクトマネージャを分離し、103「情報処理プロジェクトマネージャ」として新設、特掲していただきたい。(経済産業省)

(対応)

小分類 102「システム設計者」からプロジェクトマネージャを分離し、103「情報処理プロジェクトマネージャ」として新設する。

(指摘事項3)

「プロジェクトマネージャ」については、情報処理以外の分野でも存在するのではないか？
特に情報処理の分野にだけ設けることの意義は何か？

(対応)

- ・情報処理技術者試験においても1994年から「プロジェクトマネージャ試験」を創設し、合格者累計で8363名となっていること。IT分野の専門的知識・スキルのみでなく、顧客となる他業種の知見を有し、顧客のビジネス戦略を理解した上で、システム開発を総合的にマネジメントする能力が要求される点で、他の分野におけるプロジェクトマネージャと異なる。
- ・また、政策的にも、今後この種の人材育成が必要なことから、今回小分類としての創設が必要である。

(指摘事項 4)

中分類 18「経営・金融・保険専門職業従事者」の中に小分類 184「金融・保険専門職業従事者」として新たに設定しているが、顧客向けサービスではないという点で他の小分類とは意味合いが違っていると思われるので、別に中分類として設定してはどうか。

(対応)

諮問案の通りとする。ただし、今後、一定の規模の従事者数があることが確認され、次回以降の改定の検討の中で、中分類として独立することが適当であると判断されることがあれば、別に中分類が設定される可能性はある。

(指摘事項 5)

小分類 243「カウンセラー(医療、福祉施設を除く)」の定義について、現在の分類項目の内容では、結婚相談員や人生相談員などのように、場合によっては専門的な知識を有しなくてもその仕事に従事することができるようなものが分類されてしまう可能性があることから、範囲を限定的にすべきではないか。また、「カウンセリングを～助言・指導・援助するなど～」となっているが、カウンセラーは助言や指導を行うことはできないことから、定義を修正すべきである。

さらに、「自称評論家」をどこまで専門家とみなすかという点も考える必要がある。

(対応)

- ・ 本小分類に分類される「カウンセラー」が、専門的な知識を有して仕事に従事している者であることを明示的にするため、説明文及び内容例示を以下のように下線部分を追加して修正する。
- ・ なお、説明文にあるように保健医療施設や社会福祉施設において類似の仕事に従事するものは本小分類に含まれないことをより明確にするため、本小分類項目の名称を「カウンセラー(医療・福祉施設を除く)」とする。
- ・ また、「評論家」については、小分類 211「著述家」に分類することとしているが、例えば国勢調査の調査票に記入があった場合、それが自称であるか否かを判断することは、調査票に記載された内容からは難しいと思われる。

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）

新（案）	諮 問 案
<p>243 カウンセラー（医療・福祉施設を除く） <u>カウンセリングに関する専門的知識を有し、学校・事業所等において、個人の抱える問題を把握して、専門的な援助を行う仕事に従事するものをいう。</u> ただし、法律、経営に関する相談を行う仕事に従事するものは中分類〔17 及び 18〕に、保健医療施設等において類似の仕事に従事するものは小分類〔159〕に、また、社会福祉施設等において類似の仕事に従事するものは中分類〔16〕に分類される。 <u>心理カウンセラー（医療・福祉施設を除く）；障害者職業センターカウンセラー；職場カウンセラー；職業相談員；産業カウンセラー；キャリア・コンサルタント；教育相談員；スクールカウンセラー；学校心理士；家族相談士</u> ×専任の進路指導主事（学校教員）〔193～199のいずれか〕；<u>心理カウンセラー（医療・福祉施設）〔212〕；結婚相談員（仲人業）〔429〕；人生相談員〔429〕；易者〔429〕；占い師〔429〕</u></p>	<p>243 カウンセラー（医療、福祉を除く） 学校又は事業所等において、個人の抱える問題を把握して、助言・指導・援助する仕事に従事するものをいう。 ただし、法律、経営に関する相談を行う仕事に従事するものは中分類〔17 及び 18〕に、保健医療施設等において類似の仕事に従事するものは小分類〔159〕に、また、社会福祉施設等において類似の仕事に従事するものは中分類〔16〕に分類される。 心理カウンセラー（医療、福祉を除く）；障害者職業センターカウンセラー；職場カウンセラー；職業相談員；キャリア・コンサルタント；教育相談員；スクールカウンセラー ×専任の進路指導主事（学校教員）〔193～199のいずれか〕；心理カウンセラー（医療、福祉）〔212〕</p>

【大分類C - 事務従事者】

（指摘事項1）

小さな事業所などで1人で事務全般を行っている場合の小分類項目「一般事務員」の必要性は理解するが、総務事務という限定した範囲の仕事に従事する者である中分類「総務事務従事者」の中に置くのはおかしいのではないか。

また、新たに新設した小分類「総合事務員」について、中分類「25 一般事務従事者」の先頭に配置されているが、「総合事務員」はある特定の仕事に対応したのではなく、各種の事務の仕事が含まれていることから、先頭に配置するという対応は適当ではなく、小分類項目の最後尾に配列すべきである。

（対応）

- ・ 中分類「総務事務従事者」の名称を「一般事務従事者」に変更し、小分類「一般事務員」の名称を「総合事務員」と変更するとともに、配列順を先頭にする。
- ・ 前回の議論では、事務全般にまたがる小分類「一般事務員」を独立の中分類とするなどの提案もあったところ。しかし、以下の理由から、中分類名称等を変更することにより、小分類の位置付けをそのままにしたい。
- ・ 今回諮問案の中分類「総務事務従事者」は、現行中分類「一般事務従事者」に対応した区分であり、昭和35年の日本標準職業分類設定当時からバスケット项目的な位置付けにあり、諮問案でもそこは踏襲している。このため、別に事務全般にまたがる中分類を創設することは、この2つの中分類間の混同を引き起こす。したがって、小分類「一般事務員」は、中分類で独立させず、諮問案にある中分類に残すこととする。
- ・ なお、その後ご指摘のあった小分類「総合事務員」の配列順については、ご指摘のとおり小分類項目の最後尾に配列することとする。

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）

今回修正案	諮問案	旧（現行分類）
大分類 C - 事務従事者	大分類 C - 事務従事者	大分類 C - 事務従事者
25 一般事務従事者	25 総務事務従事者	25 一般事務従事者
251 庶務事務員	251 庶務事務員	251 総務事務員
252 人事事務員	252 人事事務員	
253 企画事務員	253 企画事務員	252 企画事務員
254 受付・案内事務員	254 受付・案内事務員	253 受付・案内事務員
255 秘書	255 秘書	254 秘書
256 電話応接事務員	256 電話応接事務員	
257 総合事務員	257 一般事務員	
259 その他の一般事務従事者	259 その他の総務事務従事者	259 その他の一般事務従事者

(指摘事項 2)

事務従事者は ISCO では、キーボード操作、集金など仕事の内容で分類されているのに対して、改訂案の中分類の一部では、「27 生産関連事務従事者」、「28 営業・販売事務従事者」などと、仕事の目的により分類されている。少し考え方が違うがどうしてか？

(対応)

- ・日本標準職業分類の「27 生産関連事務従事者」に対応する分類項目は、ISCO にも存在している (432 Material-recording and transport clerks)。
- ・一方、ISCO のキーボード操作を行うものの分類 (413 Keyboard operators) は、日本標準職業分類では、「31 事務用機器操作員」として、中分類で分けている。
- ・ISCO も日本標準職業分類も、仕事の内容で分類できるところはそれにより分類し、仕事を行なうのに異なる知識が必要とされる仕事については、一般事務、生産関連事務などのように分類しており、分類の構成は類似していると考えられる。
- ・なお、日本標準職業分類では、職業紹介などにおいても、庶務事務、会計事務、企画事務などで分けて募集されることが多いなどの意見も踏まえて、判断している。

【大分類D - 販売従事者】

（指摘事項1）

販売と飲食の線引きはどう考えるのか。例えば、ハンバーガーショップ(H)の売り子と、牛丼屋(B)のカウンターの人はどう違うのか。

（対応）

・商品の仕入・販売などの仕事を行うのが販売で、飲食物の給仕を行うのが、接客・給仕職業（サービス）である。Hの場合、売り子は販売するのが主であり、まれに、売り切れの商品が調理でき次第席まで届けることはあるかもしれないが、客は購入した食べ物を自分で席まで運び、自分で片付ける。これは客自身の行動である。一方、Bのカウンターの方は、テイクアウトで牛丼を持ち帰る客もいるが、主には、カウンターに座っている客であっても、牛丼を配膳し、終われば片付ける。したがって、Hの売り子は販売であり、Bのカウンターの方は、サービスとなる。

・販売と飲食の線引きは基本的には以上の考え方によるが、他にも様々なケースがあると考えられることから、説明文に明確に記載することは難しいと考える。

なお、内容例示には、販売店員のところでカウンター・パーソン（ファーストフードショップ）とあるが、今後、飲食給仕に分類されるカウンター・パーソンの例示と区別できるよう、それぞれの小分類に以下のように内容例示を追加する。

（「323 販売店員」の内容例示）カウンター・パーソン（販売）

（「403 飲食物給仕従事者」の内容例示）カウンター・パーソン（給仕）

（指摘事項2）

331 不動産仲介・売買人の説明文は分かりにくい。表現に工夫が必要。

また、複数の職業名を併記している小分類項目の説明書きについては、分かり易いように表記すべきである。

（対応）

ご指摘を踏まえ、説明文を以下のように修正する。

（前回案）「店舗において土地・建物の売買・貸借・交換の代理・仲介の仕事に従事するもの、及び店舗において土地・建物の売買・交換の仕事に従事するものをいう。」

（修正案）「店舗において土地・建物の売買・貸借・交換の代理・仲介の仕事に従事するもの（不動産仲介人）及び店舗において土地・建物の売買・交換の仕事に従事するもの（不動産）」

売買人)をいう。」

小分類 324 商品訪問・移動販売従事者

(前回案)「商品を携行し、訪問又は呼売して販売する仕事及び屋台店などの移動性店舗で商品・飲食物を販売する仕事に従事するものをいう。」

(修正案)「商品を携行し、訪問又は呼売して販売する仕事に従事するもの(商品訪問販売従事者)及び屋台店などの移動性店舗で商品・飲食物を販売する仕事に従事するもの(商品移動販売従事者)をいう。」

小分類 332 保険代理人・仲立人(ブローカー)

(前回案)「保険業者のために、生命・火災・海上・運送・その他の保険の契約の締結、保険料の収納などの代理業務の仕事、及び保険契約者のために最適な保険商品について助言を行うなどの仕事に従事するものをいう。」

(修正案)「保険業者のために、生命・火災・海上・運送・その他の保険の契約の締結、保険料の収納などの代理業務の仕事に従事するもの(保険代理人)及び保険契約者のために最適な保険商品について助言を行うなどの仕事に従事するもの(保険仲立人(ブローカー))をいう。」

小分類 333 有価証券売買・仲立人、金融仲立人

(前回案)「店舗において公債・社債・出資証券・株券などの売買、売買の媒介・取次・代理、売買取引の委託の媒介・取次・代理・引受などの仕事に従事するもの、及び金融機関相互の融資の媒介や、資金や為替などの金融取引の仕事に従事するものをいう。」

(修正案)「店舗において公債・社債・出資証券・株券などの売買の仕事に従事するもの(有価証券売買人)売買の媒介・取次・代理、売買取引の委託の媒介・取次・代理・引受などの仕事に従事するもの(仲立人)及び金融機関相互の融資の媒介や、資金や為替などの金融取引の仕事に従事するもの(金融仲立人)をいう。」

【大分類E - サービス職業従事者】

（指摘事項1）

飲食店主を従来の販売従事者からサービス職業従事者に変更したことについて、販売従事者に戻してはどうか。

（対応）

- ・ 諮問案のとおりとする。理由は、以下の通り。
- ・ 従来、飲食店は、産業分類上、大分類「卸売・小売業・飲食店」に分類されており、販売に類似した活動を行う事業所として、卸売・小売業と同じカテゴリーに位置づけられていた。このことを受けて、職業分類においても、これまで、経営者である飲食店主は、販売の仕事を行うものとされてきたと考えられる。
- ・ しかしながら、近年の経済社会のサービス化の進展は外食にも及び、平成14年の第11回改定日本標準産業分類では、飲食店を「卸売・小売業」から分離し、新たに「飲食店、宿泊業」として位置づけたところである。
- ・ このようなことから、今回改定する日本標準職業分類においても「飲食店主・店長」を大分類D「販売従事者」から「飲食物給仕従事者」や「身の回り世話従事者」と同様の大分類E「サービス職業従事者」へ移行することとしたものである。

（指摘事項2）

総説の「個人家庭における・・・」という文言は、サービスが個人に限られるものでないとするれば、「個人家庭における」という文言を削除してもいいのではないか。

（対応）

中分類35 家庭生活支援サービス事業者を指していることから、「個人家庭における」という文言は残すこととする。

【大分類F - 保安職業従事者】

（指摘事項1）

小分類「453 警備業」には住宅の警備も含まれることを明示的にすべきではないか。

（対応）

- ・ご指摘を踏まえ、説明文に下線部の文言を追加する。

（説明文）「人の身边において、身体に対する危害の発生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて・・・。」

（指摘事項2）

警察官・海上保安官・消防員は、管理職も含め全員がF - 保安職業従事者に分類されているが、理由は何か。管理的な仕事をしているものは、A - 管理的職業従事者に分類すべきではないか。

（対応）

- ・保安職業従事者については、軍隊も含め、国際基準（ISCO-08）各国事例では、幹部、一般の区別はなされており、国際比較可能性の観点から、検討する必要があると考える。
- ・しかし、各国でも分け方は同じでなく、警察官、消防官の職務の実態等を研究しなければならないこと、日本の警察官の場合、国家公務員と地方公務員が混在していること、報告者負担が増すこと、同じ保安職業従事者の自衛官についても検討が必要であること、から、次回改訂までの検討課題とする。

【大分類H - 生産工程作業者】

（指摘事項1）

生産環境をサポートするような職業（例えば工場環境管理、脱煙、熱供給等の仕事に従事するもの）については、どこに分類されるべきか。

（対応）

従事している業務の内容により、例えば以下のように分類される。

（例）

「工場環境管理」に関わる職業の一例

- ・ 環境管理のための計画や企画を専門的な知識を持って行う者
B - 専門的・技術的職業従事者（中分類 24 - その他の専門的職業従事者）
 - ・ 環境保護のための脱煙や熱供給等のシステム（装置）を開発する者
B - 専門的・技術的職業従事者（中分類 07 - 製造技術者（開発））
 - ・ 脱煙や熱供給等のシステム（装置）を設置する者
J - 建設・採掘作業者（中分類 67 - 電気工事作業者）（ ）
（ 仮に電気機械装置であると仮定した場合）
 - ・ 設置された脱煙や熱供給等のシステム（装置）を運転する者
I - 輸送・定置・建設機械運転従事者（中分類 64 - 定置・建設機械運転従事者）
- ・ 脱煙装置の場合は、小分類「649 その他の定置・建設機械運転従事者」に分類されるため、例示に記載を追加。
 - ・ 熱供給の場合、これに使用される装置としてはボイラーや冷温水ポンプ、ヒートポンプ、冷凍機など各種の装置があるため、該当するそれぞれの小分類に分類される。

など

（指摘事項2）

生産環境をサポートするような職業、色々な作業を行う者は、スーパーバイザーに相当する区分を設けて分類することも考えられないか。

（対応）

日本では、職場のリーダー的な者であっても、部下と同じ仕事を行うケースが多いこと、生産環境のサポートは、上記の回答のように、仕事の内容に合わせて分類されること、生産工程で複数の作業に跨る場合、その主要工程又は最終工程で判断すること、から、スーパーバイザーのような区

分は設けないこととする。

(指摘事項3)

中分類 49「生産設備制御・監視作業（金属材料・金属加工・金属溶接・溶断）」及び中分類 52「金属材料製造、金属加工、金属溶接、溶断作業（生産設備制御・監視作業を除く）」の名称については、多少分かりにくいと考えられるため、より適切な名称にするよう工夫する必要がある。

(対応)

名称を分かりやすくするため、以下のように修正する。

			作業形態	
			主に機械設備の制御・監視 (間接処理)	主に手作業 (直接処理)
生産 工 程	製品 製造	金属製品	中分類 49「生産設備制御・監視作業従事者(金属製品)」	中分類 52「製品製造・加工処理作業従事者(金属製品)」
		金属製品以外	中分類 50「生産設備制御・監視作業従事者(金属製品を除く)」	中分類 53「製品製造・加工処理作業従事者(金属製品を除く)」
	組立	機械	中分類 51「機械組立設備制御・監視作業従事者」	中分類 54「機械組立作業従事者」
	整備・修理・保全		中分類 55「機械整備・修理・保全作業従事者」	
	検査	金属製品	中分類 56「製品検査作業従事者(金属製品)」	
		金属製品以外	中分類 57「製品検査作業従事者(金属製品を除く)」	
		機械	中分類 58「機械検査作業」	
	その他			中分類 59「生産関連・生産類似職業従事者」

中分類 49

(前回案) 生産設備制御・監視作業（金属材料・金属加工・金属溶接・溶断）

(修正案) 生産設備制御・監視作業従事者（金属製品）

括弧内が長く、冗長であるため、金属製品という言葉でまとめる。

小分類 491

(前回案) 生産設備制御・監視作業者(製鉄、製鋼、非鉄金属製錬)

(修正案) 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員

名称の前半部に従事する業務を記載し、他の小分類項目との区別を付けやすくする。
(以下、他の小分類項目名称も同様に修正)

中分類 52

(前回案) 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断作業者(生産設備制御・監視作業者を除く)

(修正案) 製品製造・加工処理作業従事者(金属製品)

名称の付け方を中分類 49 の分類項目名称と揃え、この中分類が製品の製造や加工処理作業を行う従事者の分類であることを明示した。なお、こうすることにより、中分類 49 と中分類 52 が対称関係にあることも分かりやすくなる。

小分類 521

(前回案) 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬作業(生産設備制御・監視作業者を除く)

(修正案) 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬作業員

上記のように中分類項目名称を修正し、「(生産設備制御・監視作業者を除く)」という表記が不要になったことにあわせて、小分類項目名称についても、括弧部分が不要となる。また、こうすることにより、小分類 491 と対称関係であることも分かりやすくなる。(以下、他の小分類項目名称も同様に修正)

なお、分類項目名称については、より分かりやすく、使用しやすいものにするため、以下のよう修正も行ってはどうか。

大分類項目及び中分類項目で「作業」としていたところは、「作業従事者」にして修正する。

小分類項目については、多少とも分類項目名称を短くするため、次のように修正する。

(例)

- ・ 制御・監視作業 (制御・監視作業従事者) 制御・監視員
- ・ 組立作業 (組立作業従事者) 組立作業員
- ・ 検査作業 (検査作業従事者) 検査工

中分類 50 「生産設備制御・監視作業(金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く)」及び小分類 501～509 については、中分類 49 及び小分類 491～小分類 499 の修正に倣い、

修正する。

中分類 53「その他の製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）」及び小分類 531～539については、中分類 52 及び小分類 521～小分類 529 の修正に倣い、修正する。

中分類 51「生産設備制御・監視作業（機械組立）」については、中分類 54「機械組立作業従事者」と対称関係の分類項目であることを分かりやすくするため、「機械組立設備制御・監視作業従事者」に修正する。

（指摘事項 4）

中分類 55「機械整備・修理作業」については、その名称から生産設備の保守の仕事に従事するものが含まれていることが分かりにくいいため、名称案を工夫する必要がある。

（対応）

中分類項目名称については、「機械整備・修理・保全作業従事者」とする。

なお、小分類項目名称の場合、自動車及び輸送機械については、整備という言葉に保守・保全の意味合いを含めて使用していることが一般的であると考えられることから、あえて保全という言葉は付けない。

（指摘事項 5）

中分類 54「機械組立作業」や中分類 55「機械整備・修理作業」のように、最初の小分類に、いわばその他の分類と考えられる「一般機械器具」を項目として位置付けるのではなく、具体的な項目に位置付けたほうが分かり易いのではないか。

（対応）

- ・「一般機械器具」としてまとめられている各種の機械器具は日常的によく使用される機械であり、通常のその他の分類項目のように、どこにも収まらないものを分類するためのバスケット項目とは位置付けが異なることから、その他の分類項目のような扱いはせず、並び順も最初に位置付けている。
- ・なお、分類項目名称については、「一般」という言葉が何を表わしているかはっきりしないと考えられることから名称を変更し、「はん用・生産用・業務用機械器具」とする。

(指摘事項 6)

製品製造・加工処理の作業の対象となる製品を「金属関係」と「金属関係以外」に分けることの妥当性等について検討する必要がある。

(対応)

- ・金属製品の製造に関わる全作業者は、製品の製造に関わる全作業者(組立を除く)の30%と全体に対して大きな比率を占めている。
- ・また、金属製品の製造に関わる各仕事は、それをを行うための技術に違いがあり、分類項目も明確に分離できる。
- ・以上のことより、金属製品の製造に関わる仕事については、これを他のものから独立させ、分類することは適当であると考えられ、諮問案通りとする。

(指摘事項 7)

例えば、プレス機械を使って精密板金製品を生産する仕事に従事する人を分類する場合に、どのような機械を使って作業するかという基準と、何を作るかの基準が混在していることから、相互排他的な分類になっていない部分がある。

(対応)

相互排他的になっていないと考えられる以下の分類項目のそれぞれの説明文中に、定義を補足する。

(小分類 524「金属プレス作業員」と小分類 526「板金作業員」)

小分類 524「金属プレス作業員」の説明文中のただし書きには、「ただし、板金作業に従事する一過程において、プレス機を使用するものは小分類〔526〕に分類される。」と追記する。

また、小分類 526「板金作業員」の説明文中には、「板金作業に従事する一過程において、プレス機を使用するものも含まれる。」と追記する。

(小分類 525「鉄工、製缶作業員」と小分類 528「金属溶接・溶断作業員」)

小分類 525「鉄工、製缶作業員」の説明文中のただし書きには、「鉄工、製缶作業に従事する一過程において、金属の接合又は溶断をするものも含まれる。」と追記する。

また、小分類 528「金属溶接・溶断作業員」の説明文中のただし書きには、「ただし、鉄工、製缶作業に従事する一過程において、金属の接合又は溶断をするものは小分類〔525〕に分類される。」と追記する。

(指摘事項 8)

生産設備制御・監視作業者については、生産現場でこのような仕事は存在するものの、それらの人を明確に表す一般的な名称があまりないことが若干懸念される。

(対応)

各府省の実務担当者との協議を行い、これらの職業がイメージできるように内容例示を充実させる。

【大分類Ⅰ - 輸送・定置・建設機械運転従事者】

(指摘事項 1)

大分類項目の名称が長過ぎる。短くできないとすれば、概念が十分煮詰まっていないからではないか？

(対応)

大分類の名称を、「輸送・機械運転従事者」と修正する。

【大分類 J - 建設・採掘作業者】

（指摘事項 1）

出稼ぎ人などが、土木作業現場で単純作業を行う場合、J - 建設・採掘作業者ではなく、K - 労働従事者に分類されるべきではないか。

（対応）

- ・ 日本標準職業分類では、日本で、個々の職業を技能レベルで区別することは難しいと考えられることから、ISCO のような「9 Elementary Occupations」のような区分を設定していない。したがって、「K 労務作業者」に分類されるのは、主に運搬労務、清掃作業としている。
- ・ 仕事の内容によりそれぞれ分類されることから、土木作業現場で単純作業を行う場合、それが主に土砂の運搬のみを行う場合は「K - 労務作業者」に分類される。

【大分類K - 労務作業者】

（指摘事項 1）

大分類の定義は定型的な作業に従事するものも含むということを明示してはどうか。また、対象職業の範囲がより限定的になるような表現すべきではないか。

（対応）

大分類の定義を次のように修正する。

「主に身体を使った定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装に従事するものをいう。」

（指摘事項 2）

運搬等の仕事で機械を使用するものと区別するため、定義を明確にすべきではないか。

（対応）

機械の大小により異なると考えられることから、また機械と身体的作業の両方を行う場合もあると考えられること、などから、大分類の定義で明確に書き分けることは難しいと考える。

（指摘事項 3）

小分類 712「ハウスクリーニング職」について、掃除の範囲を明確にするため、定義を「住宅内の水回り設備・家庭用器具などの掃除」

（対応）

ご指摘を踏まえ、説明文を以下のように修正する。

（前回案）「他人の求めに応じて、住宅の掃除の仕事に従事するものをいう」

（修正案）「他人の求めに応じて、住宅内の水回り設備・家庭用器具などの掃除の仕事に従事するものをいう」

(指摘事項4)

小分類 714「一般廃棄物処理作業員」及び 715「産業廃棄物処理作業員」について、働く人にとっては処理する廃棄物の対象が何であるかはあまり重要でないと考えられることから、集約して「廃棄物処理作業員」とすべきではないか。

また、小分類 714「一般廃棄物処理作業員」には、浄化槽の清掃員は含まれていないが、日本標準産業分類で一般廃棄物という場合には、浄化槽の清掃業も含まれているため、この分類項目名称では誤解を生じさせる可能性があることから、対処しておくべきでないか。

(対応)

- ・廃棄物の種類によって必要とする知識や取扱方法が異なるものがあることや、産業廃棄物の処理については、いろいろな規制があり、一般廃棄物の処理と異なる仕事であることが多いこと、さらに、従事者数が多く、現在、国勢調査においては分類可能であり、利用上の利便性が上がると考えられることなどから、統合はしない。
- ・2区分のままとするが、以下のように、小分類 714「一般廃棄物処理作業員」の名称を変更する。
 - 714「ごみ処理・し尿処理作業員」
 - 715「産業廃棄物処理作業員」